平成２８年（フ）第４４６号
東京都小平市小川東町１丁目26番４号シャルムウィステリア101号、開始決定時の住所東京都立川市西砂町６丁目43番地の７ウィステリアタウンＶ102号室
破産者　鈴木　俊之
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２３号
横浜市港北区綱島西１丁目６番８号
破産者　有限会社クォーターフォー
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３１号
相模原市中央区上溝1026番１
破産者　有限会社新相模産業
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３号
静岡県菊川市加茂251番地の１
破産者　有限会社鶴木組斫り
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１０６５号
京都府京田辺市薪茶屋前10番10
破産者　株式会社リ・フレスコーポレーション
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
京都市伏見区東大文字町1065番地の３
破産者　伸和ゴム工業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０２号
岡山市北区菅野2438番地
破産者　信江　　実
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８６号
岡山県倉敷市真備町尾崎942番地１
破産者　福岡　晋一
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５８８号
静岡県浜松市西区入野町9106番地の１
破産者　竹村　信哉
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
佐賀県小城市芦刈町芦溝620番地
破産者　井上電通社こと　井上　一夫
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
栃木県小山市駅南町５丁目19―５　ハイグレード藤202号室、住民票上の住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1977番地11、（前住所）茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1977番地209
破産者　若泉　晶一
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１５号
静岡県掛川市本郷240番地の３
破産者　南　　雅章
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
静岡県浜松市中区鴨江３―41―５レオパレス鴨江Ｂ201、住民票上の住所静岡県袋井市東同笠794番地
破産者　阿部　勝樹
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
北九州市戸畑区福柳木２丁目６番５号
破産者　平野　芳恵
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７４号
北九州市八幡東区山路１丁目21番23号
破産者　久保チヱ子
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５号
佐賀県鹿島市大字高津原713番地４
破産者　石丸　亮介
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５０号
沖縄県石垣市字平得545番地６　ミッキーハウス102、破産手続開始決定時の住所沖縄県浦添市宮城６丁目23番13―302号　メゾン島
破産者　富川　秀一
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２５号
札幌市中央区南13条西18丁目３番６号　ピュアコート山鼻201号
破産者　石川原栄次
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
青森県五所川原市大字吹畑字藤巻34番地11
破産者　齋藤　朋子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
青森県五所川原市字一ツ谷514番地５　レオパレスカーサＢ103号
破産者　光井　栄子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係